

**確定版（公開用）**

第7期 第5回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第5回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成29年2月23日（木）午後6時30分から午後7時45分
開催場所	キュポ・ラ 会議室3号
出席者	<p>（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長</p> <p>（委員）稲川委員、松本委員、竹本委員、植木委員、内山委員 岡田委員、板橋委員、戸部委員、小林委員</p> <p>（傍聴者）1名</p>
懷疑内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みについて</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> </ul> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 席次表</li> <li>3 前回議事録の確定版</li> <li>4 自治基本条例の各条文に該当する事業や取り組み等</li> <li>5 その他資料（町会・自治会加入のご案内のパンフレット等）</li> </ol>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者1名に入室をしていただく。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>定刻となったので開会する。本日の出席者は11名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p>

委員長

それでは議事にしたがって進めたい。

前回は第5次川口市総合計画の全体の説明をしてもらい、自治基本条例の趣旨との整合性等についても説明してもらった。今回は、自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みを具体的な事業をあげて説明を事務局からお願いしたい。

事務局

前回は第5次川口市総合計画の全体像についてご説明させていただいたが、本日は、自治基本条例の趣旨が、どんな事業に反映されているのかといったことを、実際の事業を紹介しながら、ご説明させていただく。

条文によっては具体的な事業というものが当てはまらない場合もあるが、該当するものの中から主な事業をいくつかご紹介させていただく。

まず第1条から第3条は目的や定義、市民の役割といったもので、具体的な事業があるわけではない。

次の第4条も「主権者である市民の信託を受けて、市政を運営しなければならない」ということで、個別の事業というものではなく市政運営全般になる。

次の第5条であるが、「市民は、自治を実現するために、市と協働することができる」これについては、主に協働に関する内容で、協働推進条例を所管している協働推進課が取り組んでいる、ボランティア見本市やまちはみんなでつくるものフォーラムといった事業がある。

ボランティア見本市は、川口市民パートナーステーションに登録した団体の交流の場として年間4回開催され、普段どんな活動をしているか発表をしている。

まちはみんなでつくるものフォーラムは、市民やNPO団体、ボランティア団体の関係者、市職員によるまちづくりについての意見交換や情報の共有化を目的として年に1回開催している。

また、市内の各町会・自治会や市役所の部課長会などで清掃活動を11月に行う全市一斉クリーンタウン作戦も、大規模な協働の取り組みとして行っている。

委員長

第5条に係わる取組みについてご質問等はあるか。

各事業を評価する実施計画事業評価調書には、自治基本条例との関連が記載される項目がある。

何も質問が無ければ説明を続けてもらう。何か気づいた点等あれば随時質問してほしい。

#### 事務局

続いて第6条であるが「市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする」これについては、地域防災計画を所管している防災課において、住民を対象とした総合防災訓練や、職員対象の災害対策本部設置訓練などを実施している。平成28年度住民訓練の会場は青木・上青木・前川地区、来年度は新郷地区といった様に、例年は地区ごとに実施している。

また、消防の関係では、消防用ホースや空気ボンベといった一般的なものの他、チェーンソーやハンマードリルといった大規模災害救助資機材の整備事業や、耐震性貯水槽を設置する消防水利整備事業などを行っている。

また、鳩ヶ谷中学校と町会・自治会が合同で合同防災訓練を行った。平日の昼間に災害が発生した場合は、勤め人は地元にはいないことが多いので、中学生を中心に防災リーダー育成講習に力を入れており、高齢者と協力して防災活動するための合同訓練となる。

#### 委員長

多くの事業がある中の一例であるが、昼間の災害対応に中学生の力を借りるという取り組みで、動ける大人がいないという都市部の最大の弱点への対策である。何も無ければ説明を続けてもらう。

#### 事務局

続いて第7条であるが「市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する」これについては市民参加条例、情報公開・個人情報保護制度を制定しており、行政管理課が所管している。取り組みとしては、市政に関する重要な事項を実施する場合には、パブリック・コメントや附属機関等の市民公募によって市民の方からご意見を聴き、市民の方が市政に対してご意見があるときには、各課に直接連絡されるものの他、市長への手紙等によってもご意見を頂いている。

パブリック・コメントの平成27年度実績は、11の案件についてパブリック・コメントを行い、合計で35名の方から104件のご意見等があった。

附属機関の市民公募については、全部で93の附属機関のうち25の

附属機関に公募委員が登用されており、平成27年度実績は12の附属機関で公募を実施し、24人の定員に対し66名の応募があった。

市長への手紙については、平成27年度実績が558件で、そのうち119件については未回答であるが、これは匿名や回答の辞退といったものである。

副委員長

パブリック・コメントを行ったことによって何か変わったことはあるのか。

事務局

様々な事業でパブリック・コメントを行っているが、例えば、第5次川口市総合計画において、パブリック・コメントのご意見によって計画(案)の変更をした。

副委員長

具体的にはどういったことがあったのか、パブリック・コメントの影響力はどのくらいあったのか、なかったのかといったことを考えることが自治基本条例を活用する上で必要なのではないか。

委員長

附属機関の委員公募には規定があると思うが、公募予定数はきちんと公募されているのか。

事務局

川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱に則り可能な限り公募している。

委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第8条の「市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない」、第9条の「市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することがで

きる」、第10条の「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努めるものとする」これらは、基本的に市民や事業者が自発的に行うものであるが、それをサポートするものとして、自治振興課において、自治活動・コミュニティ作りの推進に取り組んでおり、平成24年には、連合地区（全19地区）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会川口市部及び川口市で「町会・自治会の加入促進に関する協定」を締結した。

また、町会・自治会加入案内パンフレットを、市民課や各市所で転入者や、町会・自治会未加入世帯に配布する取り組みを行っている。

しかし、町会の加入率は年々減少傾向にあり、平成28年度は63%と3分の2を下回っている状況である。市長からも「このパンフレットを見てもなかなか加入する気にならないだろう。もっと内容を考えるとともに、連絡先についても自治振興課だけではなく、地域別に支所なり公民館なり、きめ細かな対応を」するように指示を受けている。

このほか、町会相談員制度として231全町会・自治会へ職員を1人ずつ相談員として配置し、行政との橋渡しを行っている。

また、事業者に関する取り組みとして、産業振興課において、住工共生コミュニティ活動支援事業に取り組んでおり、川口新郷工業団地協同組合が開催する「ばんばん祭」、小原歯車工業株式会社が開催する「ロボット異種格闘技戦」、ブルドックソース株式会社が開催する「鳩ヶ谷工場ふれあい会」を支援している。

#### 委員長

町会・自治会の加入率は埼玉県平均と比べて低いのではないかと。

#### 事務局

埼玉県の町会・自治会の加入率はわからない。

#### 委員

町会相談員は管理職が担当していると思うが、町会・自治会は誰がどこの担当をしているのか把握しているのか。

#### 事務局長（企画経営課長）

町会相談員には任命書をいただき、町会長・自治会長にはご挨拶させていただいている。総会等にも出席していただいているので把握できている。

加入率の補足として、川口市内でも地区によってかなり差が出ている。中央地区では72%と高い加入率であるが、戸塚地区は37.9%、新郷地区は57.8%、安行地区は59.9%と低い加入率となっている。

#### 委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

#### 事務局

続いて第11条の「市は、市政の運営に市民の意思を反映するよう努めなければならない」第12条の「市は、市政の運営に関する説明責任を果たすため、市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない」これらについては、第7条に係わる内容を市民サイドではなく行政サイドからみているものであり、ほぼ同様の取組みとなるが、市政に関する情報の提供として、広報かわぐちの配布を行っており、町会・自治会を通じて約19万部配布しており、そのほか、公共施設や郵便局、金融機関、コンビニ、駅、病院などにも置いており、合計で約21万6千部を配布している。

続いて第13条の「市は、その保有する情報の取扱いに当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない」第14条の「市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない」については、市政運営の大前提として、全ての取り組みの根本となっている。

ちなみに、個人情報保護の観点から市役所の情報システムは、住基や税務といった業務系と一般の職員も使う情報系は、システムを別けている。

続いて第15条の「議会は、市民の意思が市政の運営に反映されるよう、議案を審議し、議決しなければならない」第16条の「議会は、原則としてすべての会議及び委員会を公開し、これらの結果を、速やかに、かつ、分かりやすく公表しなければならない」これらについては、市民から選ばれた議員42名で構成される市議会において、予算や条例などをはじめ、各種議案について市民の皆さんの意見を十分に反映して議決している。この他、市民の皆さんの声を市政に反映させるための方法として、請願書と陳述書があり、誰でも議会に提出することができる。

また、公開については、当然ながら議会本会議は傍聴することができ、さらに平成23年度からは、ホームページ上でインターネット中継を行っており、自治基本条例第16条の趣旨を反映していると言える。

副委員長

広報かわぐちを利用している方々からの意見等はあるか。

事務局長（企画経営課長）

文字を大きくして欲しいとの意見を受けて変更したことがある。裏表紙には日曜祝日当番医・小児夜間救急診療当番医一覧表を掲載しており、活用していただいているという意見もいただいている。

副委員長

一意見として、広報紙は行政から市民へ一方通行のように感じる。性質上やむを得ないかもしれないが、自治基本条例第7条との関係で言うと、コミュニケーションツールとして活用していくことも考えられる。

事務局長（企画経営課長）

市の行政情報は多く、予算上広報かわぐちのページ数を増やすことは難しいが、市内の色々な団体が見開き2ページを自由に使い広報することができる『しみんの広場』を掲載することもある。

副委員長

議員である稲川委員と松本委員にお聞きしたい。自治基本条例制定後、自治基本条例を意識して議会で行き組まれていることはあるか。

委員

自治基本条例策定後に立ち上げた議会改革小委員会において、開かれた議会の実現にはどうすれば言いかを議論し、平日に議場に来ることが難しい方も多いため、インターネット中継を導入したという経緯がある。

議員

本会議はインターネット中継を行っているが、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等は市役所が古いため委員会室が対応できていない。新庁舎建設後は、更に開かれた議会・市役所になるよう本会議以外もインターネット中継の対応をできるようにしたい。

現在でも、全ての会議が傍聴できるので、お時間がある方は足を運んでいただければ傍聴することができる。

委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第17条の「市長は、自治を実現するため、市民の意思が市政に反映されるよう公平かつ誠実に行政運営に当たらなければならない」こちらは第7条や第11条と同様の取り組みとなる。

続いて第18条の「市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない」こちらは、市政全般にわたる基本姿勢であるが、直接的には、第25条の財政関係や第26条の行政評価の関係になるので、そちらでご説明させていただく。

続いて第19条の「市長その他の執行機関は、市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会、パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思の把握に努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させるよう努めなければならない」第20条の「市長その他の執行機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、可能な限り市民から公募しなければならない」第21条の「市長その他の執行機関は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、その意思決定の手続きを明確にしなければならない」これらについては、第7条に関わる内容とほぼ同様の取り組みとなり、市民からの意見を市政に反映させ、また公開し明確にすることを市長や執行機関の立場から記載しているが、若干補足すると、説明会・懇談会の平成27年度実績は、中核市移行とまち・ひと・しごと創生総合戦略、区画整理、領家高層住宅の関係の4案件について、延べ18回行われている。

また、アンケートの平成27年度実績は、「中核市移行に関する認知度調査」や「総合計画のための市民意識調査」など11件が行われた。

続いて第22条の「市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともにその見直しに努めなければならない」第23条の「市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない」第24条の「職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない」これらについては、主に行政組織についての内容となっており、刻々と変化する社会情勢等に合わせて、より市民ニーズにマッチした組織となるよ



う、随時、組織改正を行っている。また、適切な職員配置を行うとともに、研修制度を充実させるよう取り組んでいる。

続いて第25条の「市長は、健全な財政運営に努めなければならない」これについては、財政課において、徴収に力点をおいた自主財源の確保、交付税措置のある市債の活用、基金を活用し、単なる借金となる市債は使わないなど市債残高に配慮するといった予算編成を行い、予算編成方針、財務関係資料を公表している。

本市の財政状況は景気回復や徴収強化により市税収入が増加傾向にあるが、生活保護の伸びは止まっているものの、障害や児童福祉関係をはじめとする扶助費や、介護保険・後期高齢者といった特別会計への繰出金の伸びに歯止めがかからず、また、老朽化した公共施設の一斉更新や三大プロジェクトの推進など非常に厳しい状況となっている。

このため、市税の徴収強化だけでなく、事業に要する財源は新たな発想による財源の発掘・獲得に取り組み、また、中長期的な計画に基づく財政負担の平準化に務め、さらに地産地消による市内経済循環へ積極的に取り組むこととしている。

#### 委員長

2点ほど質問したい。1点目は、第19条について、市が政策や事業を策定する時に、この条例を根拠として策定すると定めている要綱などはあるのか。各課の裁量に任せているのか、ニーズや効果があるという調査結果などを説明根拠として添付するといった要綱などはあるのか。

#### 事務局

必ずしもそういった規則は策定していないが、事業によっては要綱等を策定しているものもある。

#### 委員長

もう1点は、自治基本条例の職員研修はどのように行っているか。

#### 事務局

新規採用職員と、主任になる前の2～4年目の職員を中心に研修を行っている。川口市の憲法のようなものであり、行政の全ての取り組みに反映していることなどを講義している。どちらも全員受講する研修で、講義後は報告書を提出させている。

事務局長（企画経営課長）

第19条の質問について補足させていただく。市の基本方針などを決める時には市民参加条例で意見聴取と意見提出、二つの方法を規定している。

委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第26条の「市長その他の執行機関は、市民の意思を反映した効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、定期的かつ客観的に政策等の成果及び達成度を評価しなければならない」これについては、企画経営課において行政評価を行っており、総合計画に位置づけた「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を実現するため、行政評価を実施している。

さらに平成22年度からは、毎年事業を提示し、より客観性・透明性を確保し、市民の視点で評価していただくために学識経験者2名や公募市民委員8名による外部評価を実施している。

委員長

行政評価を導入したきっかけは、自治基本条例の策定か。

事務局長（企画経営課長）

行政評価は平成14年度から施行し、平成18年度から正式に全事業の評価を行っている。自治基本条例の策定後の平成22年度から外部評価を導入した。

委員長

外部評価が評価するものは、事務事業評価で評価したものを基に外部の委員が評価を行っているのか。

事務局長（企画経営課長）

今までは外部評価は、事務事業評価自体が適正に評価されているのかの評価であったが、平成28年度から、事務事業評価を基にして、その業務自体の運営の仕方、執行の仕方、執行率の問題等を評価している。

委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第27条の「市は、監査委員制度のほか、必要に応じ、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を進めるものとする」これについては、市長から独立した執行機関である監査委員が監査を実施している。監査には定期的に行うものとして、定期監査、現金出納検査、決算審査、基金運用状況の審査、財政健全化審査がある。

このほか必要があると認められる場合に行う監査として、行政監査、随時監査、財政援助団体等監査がある。また、市民が、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為などがあると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を請求できる住民監査請求制度がある。

副委員長

第27条を置いたことによって、川口市独自に取り組むといったことはなにかあったのか。

事務局長（企画経営課長）

直接的に変更されていることはないと思われる。

副委員長

外部監査は先立つものがあるからできないということか。

事務局長（企画経営課長）

そのとおりだと思うが、平成30年度に中核市になると法的な義務で外部監査を行うことになる。それに対しては現在準備を進めている。

副委員長

監査は地方自治法に基づいて行っているものなので、自治基本条例第27条を置いたことによって、何を意識したのかということが大切になってくるのではないかと思う。

委員長

監査の結果の公表方法については何か変わったことはあるか。

事務局長（企画経営課長）

従前と変わったことはないと思われる。

委員長

監査については簡単に変えられるものではないと思う。

副委員長

例えば住民監査請求が出された時に監査委員の意見をどのように出しているのか。法律では全監査委員の意見が一致しないと勧告できないことになっているが、自治基本条例第27条を置いたことによって自治基本条例に基づく市独自の工夫を加えることもできそうだ。

委員長

評価と監査は紙一重で同じ場合もある。今後活用するには役割分担と連携が重要になると思う。

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第28条の「市は、第26条第1項及び前条第1項に規定するもののほか、公平かつ誠実な行政運営を確保するために特に必要があると認めるときは、市政オンブズマンその他の行政運営の監視及び改善を図るための制度を設けることができる」これについては、市で設置する第三者的救済機関で、市政に関する苦情申立てを公正・中立に調査して、簡易、迅速に処理する機関である市政オンブズマンなどを必要に応じて設置できることを規定したものであるが、本市では弁護士や司法書士、税理士などによる各種無料相談等を実施しているため、市政オンブズマンは導入していない。

続いて第29条の「市長その他の執行機関は、公益通報があったときは、通報者が不利益を受けないよう最大限の配慮をしなければならない」これについては、近年、事業者内部からの通報を契機として、国民の生活や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになった。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者の法令遵守経営の強化をするために「公益通報者保護法」が制定された。川口市では総務課が窓口となっている。

なお、行政内部の通報事例として、平成27年度実績は政令指定都市で632件、その他の市町村で51件となっている。

また、外部者からの通報が同じく平成27年度の全行政機関で4,598件となっている。

#### 副委員長

無料相談と市政オンブズマンとはそれぞれの目的が違うのではないかと。通常各地方公共団体で行っている市民向け法律相談と市政オンブズマンは関係がないと思うが、川口市では同じものとして考えられているのか。

#### 事務局

同じものだと考えてはいないが、重なる部分はあり、その部分は無料相談等で包括できているのではないかと考える。

#### 副委員長

確かに重なる部分はあると思うが、制度の問題としては別のものではないか。

#### 事務局長（企画経営課長）

市政に対する苦情や申立てを公正中立に処理するために市民オンブズマン制度を導入している自治体もあるが、川口市では、市民相談室において法律無料相談だけではなく苦情等を各課と調整することも行っている状況である。

#### 副委員長

直接言うのと第三者的な立場にいる市政オンブズマンに言うのとでは少し違うと思うが、先ほど説明にあった第7条の市長への手紙などもそういった役割があるのだと思う。第28条を活用すると考えると、市長だけでなく議長への手紙などがあってもいいと思う。

#### 委員

第29条の公益通報者保護法について、公益通報があった場合、具体的にどのようにして保護するのか。例えば、実際解雇された場合はそれを救済するのかもしれないが、自主退職を促すような職場に異動させられた場合など、どのような救済方法があるのか。

事務局

川口市では前例がないのだが、通報内容の対象となる法律が約400ほどあるそうで、対応はさまざまだと思う。具体的な方法は今すぐに答えられないので、後日回答させていただきたい。

委員長

他に質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第30条の「市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する」これについては、3項に定められた「市民投票に関し必要な事項は別に定める」に従い、市民投票条例を制定している。

市民投票は、市民、議会、市長のいずれも発議することができ、市民と議会は市長に対し実施を請求することができる。また、市長は自ら実施することができる。

川口市では今のところ行われてないが、実際の例で近いところでは、2013年に北本市で行われた、新駅の建設についての住民投票などがある。

委員長

質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

続いて第31条の「市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない」これについては、立地特性を活かして活力ある圏域をつくりあげるために、本市と草加市・蕨市・戸田市で、埼玉県南4市まちづくり協議会を設置し、現状としては教育文化スポーツ、商工振興などの各種専門部会において連携事業を行っている。

また、国に対して要望を行う際などは、全国市長会を通じた働きかけを行うこともしている。

委員長

質問がなければ説明を続けてもらう。

事務局

最後に第32条の「この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用、総合計画等の作成及び運用その他市政の運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならない」第33条の「この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会を置く」これについては、本市の最高規範である自治基本条例の市政への反映と運用推進委員会の設置について書かれている。

説明については以上となる。

委員長

全ての条項に特定の事業が必ずあるわけではないが、関連付けての説明であった。前回の総合計画について、また今回の自治基本条例について、何か質問・意見はないか。

事務局長（企画経営課長）

パブリック・コメントを行ったことによって何か変わったことはあるのかという質問について補足をさせていただく。

一事例ではあるが、平成28年12月5日から平成29年1月4日まで募集した川口市交通体系将来構想（案）のパブリック・コメントにおいて、「コミュニティバスについて、バスの便名、バス停のネーミングライツ、バス停内の広告、ラッピング広告、バス内の放送での広告等コミュニティバスでの収益を強化できると思われます」という意見に対して、原案に該当する記載はなかったが「コミュニティバスのラッピング広告等による収支改善に取り組む」という修正案が記載された。また、「PDCAサイクルのCheckの観点にもうひとつ、その取組自体が適正か否かの点検評価が必要なように思います」という意見に対して、原案では「PDCAサイクルのCheck[点検・評価]については、①目標の達成度と②取り組みの進捗度の2つの観点行う。①は指標により定期的に検証し、②は毎年度確認する。ここで、①と②の両方において改善が必要な場合、取り組みの改善を行う。」という文章であったが、修正案として「PDCAサイクルのCheck[点検・評価]については、①目標

の達成度と②取り組みの進捗度、③取り組みの必要性の3つの観点行う。①は指標により定期的に検証し、②および③は毎年度確認する。ここで、①～③のいずれかにおいて改善が必要な場合、取り組みの改善を行う。」と変更された事例があった。

#### 委員長

総合計画は、市民の意見を聞き、代表者が参加して作成したということで、自治基本条例の精神も入っていたと思うが、本日は現実にある事業そのものを素材にして条文に照らし合わせてご説明いただいた。感想として、条例そのものを改正する以前に個々の条例の趣旨を尊重し市政の取り組みをもう少し充実させてもいいのではないかと思う。第27条や第28条のように、法律で規定されているもの、既存の制度で規定されているものを使うことはいいが、改善するよう検討したのかどうか重要ではないか。今回の説明によって、執行部での検討する素材が少し見えたのではないかと思う。

他に何か質問・意見はないか。

#### 委員

パブリック・コメントについて、反映された事例を紹介していただいたが、何かの媒体で公表はしているのか。

#### 事務局長（企画経営課長）

パブリック・コメントに関しては、募集の時期を広報かわぐち・市のホームページで必ず掲載している。結果については、情報量が多く広報かわぐちでは掲載しきれないので、市のホームページに掲載している。

#### 委員

意見が反映していること、公表していることをアピールしたほうが、市民の理解もより得られるのではないかと思う。

#### 委員長

市長への手紙の取扱いはどうなっているのか。

#### 事務局長（企画経営課長）

受領した市長への手紙は、担当部局で素案を作成し、市長が差出人に返信するというものである。



	<p>委員長 本人以外には届かないのか。</p> <p>事務局長（企画経営課長） 記載された届出人本人にしか送付しない。</p> <p>委員長 本日の議事については以上で良いか。</p> <p>－ 委員了承 －</p> <p>委員長 それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。</p> <p>事務局（企画経営課長） それでは事務連絡をさせていただく。 来年度の日程について、現在調整中である。日程が決まり次第ご連絡させていただく。予定としては、5月、7月、10月、平成30年2月を考えている。 事務局からは以上である。</p> <p>委員長 それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>委員長 それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時45分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	平成29年5月に開催予定（日時については後日調整） 場所についても未定